

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱

〔平成22年4月22日付薬食発0422第12号医薬食品局長通知
最終改正：平成27年7月8日付薬食発0708第6号〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供していくために、病院や地域におけるチーム医療に貢献する薬剤師を養成することを目的とする。

2. 事業内容

病院や薬局等への復職を希望する薬剤師を対象として、病院や薬局等に勤務し、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技能を習得させる復職研修マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づき実務研修等を行う。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師生涯教育推進事業実施法人公募要綱により、採択された法人とする。

4. 実施方法

事業の実施に当たっては、病院や地域におけるチーム医療の先行・先端的な取組みを行っている薬局や医療機関との連携を図るものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師生涯教育推進事業に係る経費について別に定める基準（医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 実施時期

この要綱は、平成27年7月8日より適用する。